

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 9 節 無条件免税</p> <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14—16 法第 14 条第 11 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) ~ (5) (省略)</p> <p>(6) 納税申告に当たっては、内容貨物と本号により関税の免除を受けようとする再輸入する容器とを分離して申告させることとし、それぞれの価格、税番、税率、税額（再輸入する容器にあっては免税額）等を輸入（納税）申告書（特例申告にあっては、特例申告書）の別欄に記入させる。ただし、再輸入する容器が令第 15 条第 2 号に掲げる貨物の運送のために反覆して使用されるもの（以下この項において「通い容器」という。）である場合には、税番が異なる通い容器が複数あるときは、これらのうち数字上の配列において最初となる税番により一欄に取りまとめて記入して差し支えない。</p> <p>(7) 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ若しくは当該輸出申告の際に提出された場合又は当該容器が通い容器であって令第 16 条第 1 項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物であるときには、記載を省略させて差し支えない。</p> <p>(8) 再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。</p> <p>ただし、再輸入する容器が<u>通い容器</u>であって、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、当該容器の納税申告の際に、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）等に記載された規格、材質、識別表示等を次のイの (イ) に掲げ</p>	<p>第 9 節 無条件免税</p> <p>(再輸入する容器の無条件免税)</p> <p>14—16 法第 14 条第 11 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) ~ (5) (同左)</p> <p>(6) 納税申告に当たっては、内容貨物と本号により関税の免除を受けようとする再輸入する容器とを分離して申告させることとし、それぞれの価格、税番、税率、税額（再輸入する容器にあっては免税額）等を輸入（納税）申告書（特例申告にあっては、特例申告書）の別欄に記入させる。</p> <p>(7) 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ又は当該輸出申告の際に提供された場合には、記載を省略させて差し支えない。</p> <p>(8) 再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。</p> <p>ただし、再輸入する容器が<u>貨物の運送のために反復して使用されるもの</u>（以下この項において「通い容器」という。）で、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、当該容器の納税申告の際に、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る資料により確認を行って差し支えない。 なお、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合とは、次の要件を満たす場合とする。</p>	<p>入許可書) 等に記載された規格、材質、識別表示等を次のイの (イ) に掲げる資料により確認を行って差し支えない。 なお、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合とは、次の要件を満たす場合とする。</p>
<p>イ 事前に以下の資料が提出されていること (イ) (省略) (ロ) 帳簿の様式等</p>	<p>イ 事前に以下の資料が提出されていること (イ) (同左) (ロ) 帳簿の様式等</p>
<p>なお、当該帳簿については、通い容器の種類ごとに、<u>輸入個数及び輸入年月日、輸出個数及び輸出年月日、在庫個数を管理させ、1年ごとに提出させることとする。</u>ただし、適當と認める場合には、必要に応じ提出させることとして差し支えない。</p>	<p>なお、当該帳簿については、通い容器の種類ごとに、<u>購入個数(国内製、外国製)、廃棄個数、総個数、輸出個数、輸入個数、在庫個数を管理させ、1年ごとに提出させることとする。</u>ただし、適當と認める場合には、必要に応じ提出させることとして差し支えない。</p>
<p>(ハ) (省略) ロ (省略)</p>	<p>(ハ) (同左) ロ (同左)</p>
<p><u>(9) 同一性確認のための資料の提出等</u> 前記 (8) イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税関官署（以下この号において「通関官署」という。）に<u>2部提出させ、受理した通關官署は「受理番号（例えば、1000-A-001（東京一本関一通し番号））を付し、一部を提出者に交付する。</u>なお、通關官署が複数予定されている場合には、いざれかの通關官署に提出するものとし、受理した通關官署が資料の写し（PDF等）を自税關の本關を経由して他の通關官署に送付するものとする。</p>	
<p><u>また、資料に付された受理番号については、当該通い容器の納税申告の際に、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に記載されることとし、同一性を確認する際の参考とする。</u></p>	
<p><u>ただし、当該通い容器が令第 16 条第 1 項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物であって、輸出入状況を当該特例輸出入者が自主管理している場合には、必要に応じて税關がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。</u></p>	
<p><u>(10) (省略)</u></p>	<p><u>(9) (同左)</u></p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 101 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 14 節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17—7 令第 39 条第<u>4</u>項に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同一の輸入許可に係る貨物が分割して輸出された場合の法第 17 条第 3 項《輸出の届出》の規定による届出は、令第 39 条第 2 項の規定により輸入の許可書又はこれに代わる税關の証明書の交付がされた日から 1 月以内である限り、2 以上の届出を 1 通の届出書により一括して行わせて差し支えない。この場合には、(1)に規定する「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」の記の部分は、一覧表として当該届出書に添付させて差し支えない。</p> <p>(3) 令第 39 条第 4 項第 3 号に掲げる「第二項の規定による交付がされた年月日」については、同項ただし書の規定により、届出書への記載を省略することができる。なお、届出書への記載を省略することができる場合において、同項各号に掲げる全ての記載事項について、前記 14—16 (9) に準じ、輸出入状況を特例輸出入者が自主管理している場合には、必要に応じて税關がその管理状況を確認することとし、届出書の作成を省略して差し支えないものとする。</p>	<p>第 14 節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17—7 令第 39 条第<u>3</u>項《再輸出免税貨物の輸出の届出の手続》に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 同一の輸入許可に係る貨物が分割して輸出された場合の法第 17 条第 3 項《輸出の届出》の規定による届出は、令第 39 条第 2 項の規定により輸入の許可書又はこれに代わる税關の証明書の交付がされた日から 1 月以内である限り、2 以上の届出を 1 通の届出書により一括して行わせて差し支えない。この場合には、再輸出減免税、貨物の輸出の届出書の記の部分は、一覧表として当該届出書に添付させて差し支えない。</p>